

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、特定事業として選定し、平成27年4月28日付で公表した「国際法務総合センター(仮称)維持管理・運営事業」について、同事業に関する特定事業の選定を取り消しましたので、公表します。

平成28年1月12日

法務大臣 岩城 光英